



(電子版)

info@jikosoren.jp

2020年 第22号 2020年5月26日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

雇調金 教育訓練加算も活用を(教育計画例)

計画休業の際、雇用調整助成金（雇調金）の上限は1人1日8330円となっています。上限を1万5000円程度に引き上げることを政府が検討中ですが、上限引き上げ前でも、助成額を増やすためには、教育訓練加算を利用する方法があります。休業中に教育訓練を行った場合は1日2400円（中小企業の場合、大企業は1800円）の加算額が支払われます。どのような教育訓練ならば支給されるのかを、京都のタクシー会社の労使が労働局に問い合わせたところ、下記（2ページ）の教育訓練実施要領の内容で可能との答えを得ました。自宅での学習も可能なので、教育訓練計画を休業計画の中に組み入れて、助成額のアップを図ってください。

なお雇調金の上限が引き上げられた場合は、さかのぼって適用になりますので、休業手当の支給率を引き上げ、決め直して支給させることができます。

【資料1】 教育訓練加算の概要

（厚労省 雇用調整助成金FAQ（令和2年5月11日時点版）より）

【教育訓練加算】

問34 新たに教育訓練の対象となる訓練内容を教えてください。

- 答 ○ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、3密状態を避けることが求められており、教育訓練を事業所内や外部の教育機関に集合して行うなどの通常の形態で実施することが困難な状況に鑑み、
- 自宅等で行う学習形態（インターネット等を用いたものも可能）の教育訓練も対象としました。
 - 接遇・マナー研修、パワハラ・セクハラ研修、メンタルヘルス研修などの職業、職務の種類を問わず、一定の知識・ノウハウを身につける教育訓練も対象としました。
 - 繰り返しの教育訓練が必要なもので、過去に行った教育訓練を同一の労働者に実施する場合（ただし、一の支給対象期間（※）内における再訓練は認めない）も対象としました。
- （※）支給対象期間
- 1 賃金締切期間（「判定基礎期間」という。）を単位とし、事業主が個々の計画届等の手続き時に設定する最長3か月までの期間
- 自宅等で実施するなど、教育訓練を通常と異なる形態で実施する場合には、その企業において、通常の教育カリキュラムに位置づけられている初任者研修等の教育訓練も対象としました。
 - 自宅等でインターネット等を用いた双方向での訓練を実施するなど、教育訓練を通常と異なる形態で実施する場合には、社内において教育的立場にあり、一定程度の知識、実務経験を有する自社職員を指導員とする教育訓練も対象としました。

【資料2】実際の教育訓練計画の例

教育訓練実施要領（案）

| 日 程 | 内 容 |
|--|---|
| 第1日目 場所：会社構内（車庫） 時間：A班約50名 8:00～12:30 B班約50名 13:30～18:00 （各30分の休憩を含む） | 1 講目（2時間） “観光ガイド”（乗務員の心構えと遵守事項を含む） 講師：京都検定1級保持者（予定） 教材：京都検定公式テキストブック （京都商工会議所編・淡交社発行） 2 講目（2時間） “タクシードライバーのための英語” 講師：京都国際観光おもてなしコンシェルジュ（予定） 教材：外国語コミュニケーション研修（国土交通省 近畿運輸局発行） （A班B班とも同内容） |
| 第2日目～第9日目 場所：各自宅 時間：任意の時間帯で4時間の学習 （必須） | 第1日目に配布された教材にて各自自習 本社にて待機する運行管理責任者が随時質問等に答える体制を整える（10:00～15:00の間） （電話またはメールを活用） |
| 第10日目（最終日） 場所：会社構内（車庫） 時間：A班約50名 8:00～12:30 B班約50名 13:30～18:00 （各30分の休憩を含む） | 1 講目（1時間） 京都検定3級（または2級）に準じたテストを実施 2 講目（1時間） 教材に応じた小テストを実施 3 講目（2時間） 営業再開と同時に稼働させる新カードリーダーの取扱い説明（実習を含む） （A班B班とも同内容） |

※講師は社内の者であっても資格等を有すれば良く、訓練時の点呼・実施の確認は後日のレポートで可能とのことです。

※実施状況確認のため、あとから労働局の調査が入ることがあるとのこと。